

代理人による印鑑登録申請の流れ

- 1 登録する本人が直筆した「代理人選任届」と「登録する印鑑」を代理人にお渡しください。



- 2 代理人が次の書類等を持参の上、市民課、各行政センター、各連絡所、各市民サービスセンターのいずれかの窓口で印鑑登録申請をしてください。**(窓口手続き1回目)**

- ① 登録する印鑑
- ② 登録する本人直筆の代理人選任届
- ③ 代理人の運転免許証や保険証などの本人確認できる書類

※ 印鑑登録証を即日お渡しすることはできません。



- 3 本人確認及び本人の意思を確認するため、照会書を住所地（住民登録地）へ転送不要郵便で送付いたします。

郵便物の転送処理をされている場合、照会書が郡山市へ返戻されますのでご注意ください。



- 4 照会書が届きましたら、登録する本人が直筆で回答書欄に住所・氏名・回答日を記入し、登録する印鑑の押印をお願いします。

印鑑登録証の受領を代理人へ依頼する場合は、登録する本人が直筆で回答書欄の代理人の住所、氏名、生年月日についても記入してください。代理人が代筆した場合、印鑑登録証を交付できませんのでご注意ください。



- 5 印鑑登録申請の日から20日以内に、次の必要書類等を持参の上、印鑑登録申請をした窓口にお越しください。印鑑登録証をお渡しします。**(窓口手続き2回目)**

- ① 登録する本人直筆の照会書（回答書欄に記入・押印したもの）
- ② 印鑑（代理人が受け取る場合には、代理人の印鑑）
- ③ 窓口に来る方の運転免許証や保険証などの本人確認できる書類
- ④ 手数料

印鑑登録証の交付手数料 1件 250円

印鑑登録証明書の交付手数料 1通 250円

※ 20日を超えた場合、申請そのものが失効となり、改めて申請し直していただきます。

※ 登録するご本人が自署できない場合は、事前に市民課窓口係（024-924-2131）へお問い合わせください。